

みやぎの農業農村復興のあゆみ①

平成23年(2011年)

- | | | |
|----|-----|--|
| 3月 | 11日 | 14時46分頃東北地方太平洋沖地震発生 |
| | 12日 | 宮城県各地方振興事務所(農業農村整備部)で、農地・農業用施設の被害調査を開始 |
| | 14日 | 東北農政局により、農地排水のための応急ポンプ貸出・設置開始 |
| | 28日 | 津波被害を含む農地・農業用施設等の被害額を公表
農地・農業用施設等被害 379,283,050千円
(うち津波被害 375,230,000千円) |
| | 29日 | 農地のガレキ撤去工事15件(A=5,585ha)を宮城県が発注 |
| | 30日 | ポンプメーカー10社に協力依頼し、農業用排水機場の機能診断と応急復旧を開始(津波で69機場が被災) |
| 4月 | 1日 | 亘理・山元地区農地海岸の1次復旧開始
(TP+2.0mまで嵩上げ 宮城県施工) |
| | 15日 | 農業用の幹線排水路の災害廃棄物処理に着手
(緊急応急工事 17件) |
| | 中旬 | 平成23年度作付けに向け、比較的被害が少ない農地の除塩作業を開始 |
| | 28日 | 東日本大震災農林水産部復興推進本部プロジェクトチーム会議の下に、農地復旧支援チーム設立 |
| | 29日 | 「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」施行 |
| 5月 | 2日 | 「東日本大震災に対処する土地改良法の特例に関する法律」施行。これにより、除塩事業及び国が農地・農業用施設の災害復旧と関連する区画整理の実施が可能になる。 |
| | 12日 | 災害査定開始 |
| | 27日 | 亘理・山元地域の農地海岸の災害復旧対応を国に要請 |
| 6月 | 6日 | 農地の災害廃棄物処理に着手 |
| | 13日 | 山形県から宮城県に災害復旧支援のための農業土木技術職員が派遣される |
| | 22日 | 亘理・山元地域の農地海岸の災害復旧工事について、国が代行で行うことに決定 |
| | 下旬 | 平成23年度作付けに向けた除塩作業が完了
(A = 1,147ha) |
| | 27日 | 東北農政局と宮城県亘理農業改良普及センターが共同で除塩の実証試験を開始(名取市, 亘理町) |
| | 30日 | 亘理・山元地区の農地海岸の一次復旧完了
(復旧延長 L=990m) |
| 7月 | 上旬 | 亘理・山元地区農地海岸の2次復旧を開始
(TP+2.0mから+6.5mまで 農林水産省施工) |
| 8月 | 17日 | 仙台市東部地区の基幹水利施設の復旧及び関連する約2000haの区画整理について国に要請 |



農地の被災(石巻市)



農業用幹線排水路の被災(亘理町)



応急ポンプ設置(東松島市)



被災した排水機場の応急復旧(東松島市)



農地の災害査定(岩沼市)